

高压ガス保安法  
申請・届出等の手引き  
(冷凍則に限る。)

横浜市消防局

令和8年2月

# 目 次

## ＜第1章 高圧ガスの製造関係＞

1 製造許可申請(第一種製造者) .....	1
2 製造開始届(第一種製造者) .....	2
3 危害予防規程届(第一種製造者) .....	2
4 冷凍保安責任者届(第一種製造者) .....	2
5 冷凍保安責任者代理者届(第一種製造者) .....	3
6 製造施設等変更許可申請(第一種製造者) .....	3
7 製造施設軽微変更届(第一種製造者) .....	3
8 第一種製造事業承継届 .....	4
9 製造届(第二種製造者) .....	4
10 冷凍保安責任者届及び同代理者届について(第二種製造者) .....	5
11 製造施設等変更届(第二種製造者) .....	5
12 第二種製造事業承継届 .....	6
13 製造廃止届(第一種製造者及び第二種製造者共通) .....	6

## ＜第2章 高圧ガスの完成検査・保安検査関係＞

1 製造施設完成検査申請 .....	7
2 完成検査受検届 .....	7
3 工事完了届 .....	7
4 保安検査申請 .....	8
5 保安検査受検届 .....	8

## ＜第3章 高圧ガスの販売関係＞

1 販売事業届 .....	9
2 販売に係る高圧ガスの種類変更届 .....	9
3 販売事業承継届 .....	9
4 販売事業廃止届 .....	10

## ＜第4章 その他＞

1 高圧ガス関係変更届 .....	11
2 独立した高圧ガス製造設備等の撤去等の報告 .....	11
3 証明願 .....	12
4 許可申請等取下届 .....	12
5 事故届 .....	12

### 用語の定義について

法とは・・・・・・・・・・・・高压ガス保安法  
(昭和26年6月7日法律第204号)

政令とは・・・・・・・・・・・・高压ガス保安法施行令  
(平成9年2月19日政令第20号)

一般則とは・・・・・・・・・・・・一般高压ガス保安規則  
(昭和41年5月25日通商産業省令第53号)

冷凍則とは・・・・・・・・・・・・冷凍保安規則  
(昭和41年5月25日通商産業省令第51号)

要綱様式とは・・・・・・・・・・・・法令に様式の定めのない事項、行政指導による届出又は報告及び許可の証明等の際に使用する横浜市高压ガス保安法事務処理要綱(平成30年3月30日消保安第524号)で定められた様式

第一種製造者とは・・・・法第5条第1項第2号の許可を受けた者

第二種製造者とは・・・・法第5条第2項第2号に掲げる者

第一種ガスとは・・・・ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(難燃性を有するものとして一般則第101条で定める難燃性の基準に適合するものに限る。)又は空気

認定指定設備とは・・・・法第56条の7第2項の認定を受けた設備

ユニット型製造施設とは・・・冷凍則第36条第2項第1号の基準に適合する施設

### 提出部数について

申請及び届出とともに正・副2部の提出。ただし、完成検査を伴う許可申請について、高压ガス保安協会又は指定完成検査機関で完成検査を受検する場合は、3部提出してください。

### 申請及び届出窓口について

横浜市消防局予防部保安課 火薬・高压ガス保安係

- |                               |                                    |
|-------------------------------|------------------------------------|
| ・住所                           | ・電話：045-334-6407                   |
| 〒240-0001                     | ・FAX：045-334-6610                  |
| 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9<br>保土ヶ谷区総合庁舎5階 | ・受付時間：月曜日～金曜日(祝日除く。)<br>8:45～17:00 |
| (相鉄線「星川」駅より徒歩2分)              |                                    |

## ＜第1章 高圧ガスの製造関係＞

### 1 製造許可申請(第一種製造者：法第5条第1項)

#### ○ 申請について

冷凍(冷凍設備を使用してする暖房を含む。)のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が20トン(第一種ガス及び第一種ガス以外のフルオロカーボン又はアンモニアを冷媒ガスとする場合は50トン)以上のもの(認定指定設備を除く。)を使用して高圧ガスの製造をしようとする者は、市長の許可が必要となります。

なお、事業譲渡による新規許可の場合を除き、工事完了後に完成検査を受検する必要があります。(「第2章 1 製造施設完成検査申請」参照)

#### ◇ 必要書類

(1) 高圧ガス製造許可申請書(冷凍則様式第1)

(2) 製造計画書

製造の目的、製造設備の種類、1日の冷凍能力、製造設備の明細及び状況等を記載したもの(冷媒ガスの種類に応じた下記参考様式をご活用下さい。)

「可燃性ガス冷媒又は毒性ガス冷媒以外(【冷凍】参考様式第1号)」

「可燃性ガス冷媒又は毒性ガス冷媒(【冷凍】参考様式第2号)」

(3) 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していることを示す図面及び

図書類

ア 技術基準適合表

イ 事業所案内図

ウ 製造施設の位置及び付近の状況図(平面図)

エ 製造施設の構造及び製造設備の配置図(平面図、立面図)

オ 機械室機器配置配管図(平面図、立面図)

※ 出入口、窓、換気口、消火設備、警戒標、火気設備、換気設備、除害設備、運転・保安スペース等技術上の基準に適合していることを明確にして下さい。

カ 系統図(フローシート)

※ 高圧部を赤、低圧部を黄、ブラインを灰紫等に色分けして下さい。

キ 製造設備図面(機器単体図及び組立図)

ク 電気配線図(シーケンス図)

ケ 1日の冷凍能力(トン)計算書

コ 機器、配管強度計算書

サ 安全弁、溶栓、破裂版の吹出口径計算書

シ 設備等耐震設計基準計算書(耐震設計基準が適用される場合)

- ス ガス漏えい検知警報設備の仕様書、図面
- セ 除害設備の仕様書、図面
- ソ 保安電力に関する仕様書、図面

可燃性ガスまたは毒性ガス(アンモニア等)の場合に提出すること。

タ 移設等に係る高圧ガス設備の使用経歴及び保管の記録(該当設備がある場合のみ。)

- チ 材料試験等、耐圧試験および気密試験証明書
- ツ 冷凍用圧縮機耐圧試験、気密試験証明書
- テ 機器試験合格証明書
- ト 安全弁試験成績書

完成検査申請書に添付または、完成検査時に提出すること。

## 2 製造開始届(第一種製造者:法第21条第1項)

### ○ 届出について

第一種製造者が製造を開始したときは、遅滞なくその旨の届出が必要となります。

### ◇ 必要書類

高圧ガス製造開始届書(冷凍則様式第15)

## 3 危害予防規程届(第一種製造者:法第26条第1項)

### ○ 届出について

新たに第一種製造者になったとき又は第一種製造者が危害予防規程を変更したときは、届出が必要となります。

### ◇ 必要書類

(1) 危害予防規程届書(冷凍則様式第20)

(2) 危害予防規程

冷凍則第35条第2項各号、第5項及び第9項に定める事項を記載したもの(第5項及び第9項は、該当する事業所に限る。)。

(3) 危害予防規程の変更の場合は、変更明細書(新旧対照表等)

## 4 冷凍保安責任者届(第一種製造者:法第27条の4第2項)

### ○ 届出について

冷凍保安責任者を選任又は解任した場合は、遅滞なく届出が必要となります(ユニット型製造施設及びR114の製造設備に係る製造施設を除く。)。

なお、廃止届により施設を廃止した場合の解任届は不要です。

### ◇ 必要書類

(1) 冷凍保安責任者届書(冷凍則様式第21)

(2) 経歴書(【冷凍】参考様式3号)

(3) 選任される者の資格免状の写し

## 5 冷凍保安責任者代理者届(第一種製造者：法第33条第3項)

### ○ 届出について

冷凍保安責任者代理者を選任又は解任した場合は、遅滞なく届出が必要となります。

なお、廃止届により施設を廃止した場合の解任届は不要です。

### ◇ 必要書類

- (1) 冷凍保安責任者代理者届書(冷凍則様式第22)
- (2) 経歴書(【冷凍】参考様式3号)
- (3) 選任される者の資格免状の写し

## 6 製造施設等変更許可申請(第一種製造者：法第14条第1項)

### ○ 申請について

第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造する高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、許可が必要となります(軽微な変更工事に該当する場合を除く。)。

なお、完成検査が不要な工事を除き、工事完了後に完成検査を受検する必要があります。(「第2章 1 製造施設完成検査申請」参照)

### ◇ 必要書類

- (1) 高圧ガス製造施設等変更許可申請書(冷凍則様式第2)
- (2) 製造施設等の変更明細書(【冷凍】参考様式第4号)

変更の内容及び目的、製造設備の種類、既設設備の許可及び届出状況、変更前後の冷凍能力等を記載したもの。

- (3) 変更部分が法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していることを示す図面及び図書類(変更のあった部分については、変更前及び変更後のものを添付すること。)

ア 技術基準適合表(変更がない部分には、その旨を記載すること。)

イ 変更内容に応じて、「第1章 1 製造許可申請 (3)イ～ト」に記載の書類

## 7 製造施設軽微変更届(第一種製造者：法第14条第2項)

### ○ 届出について

第一種製造者は、軽微な変更の工事の完了後、遅滞なく届出が必要となります。

### ◇ 必要書類

- (1) 高圧ガス製造施設軽微変更届書(冷凍則様式第5)
- (2) 製造施設等の変更明細書(【冷凍】参考様式第4号)

変更の内容及び目的、製造設備の種類、既設設備の許可及び届出状況、冷凍能力等を記載したもの。

- (3) 変更部分が法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していることを示す図面及び図書類(変更のあった部分については、変更前及び変更後のものを添付すること。)
- ア 機器試験証明書、気密試験証明書、安全弁試験成績書等
- イ その他変更内容に応じて技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

## 8 第一種製造事業承継届(第一種製造者：法第10条)

- 届出について
- 第一種製造者の地位を承継した者は、遅滞なく届出が必要となります。ただし、合併又は分割、相続以外の譲渡等の場合は、法第5条の許可が必要となります。
- ◇ 必要書類
- (1) 第一種製造事業承継届書(冷凍則様式第3)
- (2) 承継の事実を証する書面(写しの提出でも可)
- ア 合併又は分割の場合
- 合併若しくは分割契約書又は登記事項証明書等、合併又は分割の事実を証明する書面
- イ 相続の場合
- 相続人の同意書(相続人が2人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に関する全員の同意書が必要)及び被承継者の戸籍謄本

## 9 製造届(第二種製造者：法第5条第2項)

- 届出について
- 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が3トン(※)以上のものを使用して高圧ガスの製造をする者は、製造開始の20日前までに届出が必要となります。
- ※ 第一種ガスの場合は20トン
- アンモニア及び第一種ガス以外のフルオロカーボンの場合は5トン
- ◇ 必要書類
- (1) 高圧ガス製造届書(冷凍則様式第2)
- (2) 高圧ガス製造施設等明細書(【冷凍】参考様式第5号)
- 製造の目的、製造設備の種類、1日の冷凍能力、製造設備の明細及び状況等を記載したもの。
- (3) 法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に適合していることを示す図面及び図書類
- ア 事業所案内図
- イ 製造施設の位置及び付近の状況図(平面図)
- ウ 製造施設の構造及び製造設備の配置図(平面図、立面図)

エ 機械室機器配置配管図(平面図、立面図)

※ 出入口、窓、換気口、消火設備、警戒標、火気設備、換気設備、除害設備、運転・保安スペース等技術上の基準に適合していることを明確にして下さい。

オ 系統図(フローシート)

※ 高圧部を赤、低圧部を黄、ブラインを灰紫等に色分けして下さい。

カ 電気配線図(シーケンス図)

キ 1日の冷凍能力(トン)計算書

ク 安全弁、溶栓、破裂版の吹出口径計算書

ケ ガス漏えい検知警報設備の仕様書、図面

コ 除害設備の仕様書、図面

サ 保安電力に関する仕様書、図面

可燃性ガスまたは毒性ガス(アンモニア等)の場合に提出すること。

シ 移設等に係る高圧ガス設備の使用経歴及び保管の記録(該当設備がある場合のみ。)

(4) 指定設備認定証の写し(認定指定設備の場合のみ。)

## 10 冷凍保安責任者届及び同代理者届について(第二種製造者:法第 27 条の 4)

○ 届出について

第二種製造者のうち、冷媒ガスがアンモニア及び可燃性のフルオロカーボンで冷凍能力が 20 トン以上の場合(アンモニアのユニット型製造施設除く。)は、冷凍保安責任者及び冷凍保安責任者代理者の選任が必要となります。

なお、手続きについては、「第 1 章 4 冷凍保安責任者届」、「第 1 章 5 冷凍保安責任者代理者届」を参照してください。

## 11 製造施設等変更届(第二種製造者:法第 14 条第 4 項)

○ 届出について

第二種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造する高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、あらかじめ届出が必要となります(軽微な変更工事に該当する場合を除く。)。

◇ 必要書類

(1) 高圧ガス製造施設等変更届書(冷凍則様式第 6 )

(2) 製造施設等変更明細書(【冷凍】参考様式第 6 号)

変更の内容及び目的、製造設備の種類、既設設備の許可及び届出状況、変更前後の冷凍能力等を記載したもの。

- (3) 変更部分が法第 12 条第 1 項及び第 2 項の技術上の基準に適合していることを示す図面及び図書類(変更のあった部分については、変更前及び変更後のものを添付すること。)  
ア 技術基準適合表(変更がない部分には、その旨を記載すること。)  
イ 変更内容に応じて、「第 1 章 9 製造届(3)ア～シ」に記載の書類

## 12 第二種製造事業承継届(第二種製造者：法第 10 条の 2)

- 届出について  
第二種製造者の地位を承継した者は、遅滞なく届出が必要となります。
- ◇ 必要書類
  - (1) 第二種製造事業承継届書(冷凍則様式第 3 の 2)
  - (2) 承継の事実を証する書面(写しの提出でも可)
    - ア 合併又は分割の場合  
合併若しくは分割契約書又は登記事項証明書等、合併又は分割の事実を証明する書面
    - イ 相続の場合  
相続人の同意書(相続人が 2 人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に関わる全員の同意書が必要)及び被承継者の戸籍謄本
    - ウ 事業譲渡の場合  
譲渡契約書等、譲渡の事実を証明する書面

## 13 製造廃止届(第一種及び第二種製造者共通：法第 21 条第 1 項、第 3 項)

- 届出について  
高圧ガスの製造を廃止したときは、遅滞なくその旨の届出が必要となります。
- ◇ 必要書類
  - (1) 高圧ガス製造廃止届書(冷凍則様式第 16)
  - (2) 高圧ガス製造許可書の原本又は写し(第一種製造者のみ)
  - (3) 高圧ガス製造届の写し(第二種製造者のみ)

## ＜第2章 高圧ガスの完成検査・保安検査関係＞

### 1 製造施設完成検査申請(第一種製造者：法第20条)

#### ○ 申請について

許可を受けた設置又は変更工事(特定変更工事に限る。)を完了した後は、完成検査を受ける必要があり、これに合格した後でなければ、使用することはできません。ただし、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の完成検査を受け、その旨を届け出た場合を除きます。

#### ◇ 必要書類((2)については申請時に添付又は完成検査時に提出すること。)

- (1) 製造施設完成検査申請書(冷凍則様式第7)
- (2) 機器試験合格証明書等
  - ア 材料試験等、耐圧試験および気密試験証明書
  - イ 冷凍用圧縮機耐圧試験、気密試験証明書
  - ウ 機器試験合格証明書
  - エ 安全弁試験成績書

### 2 完成検査受検届(第一種製造者：法第20条ただし書き)

#### ○ 届出について

高圧ガス保安協会又は指定完成検査機機関の完成検査を受けたときはその旨の届出が必要となります。

#### ◇ 必要書類

- (1) 完成検査受検届(受検先により様式が異なります。)
  - ア 高圧ガス保安協会において受検した場合(冷凍則様式第9)
  - イ 指定完成検査機機関において受検した場合(冷凍則様式第10)
- (2) 完成検査証の写し

### 3 工事完了届(第一種製造者)

#### ○ 届出について

法第20条第3項の経済産業省令で定める変更の工事(完成検査を要しない変更工事)を完了したときは、「工事完了届書(要綱様式第20号)」により届出をして下さい。

#### ◇ 必要書類

- (1) 工事完了届(要綱様式第20号)
- (2) 完成時に実施した試験成績書等

#### 4 保安検査申請(第一種製造者：法第35条)

##### ○ 申請について

第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設(特定施設)について、定期に、保安検査を受ける必要があります。ただし、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関の保安検査を受け、その旨を届け出た場合を除きます。

##### ◇ 必要書類

- (1) 保安検査申請書(冷凍則様式第23)
- (2) 保安検査対象設備の詳細がわかる書面

#### 5 保安検査受検届(第一種製造者：法第35条第1項ただし書き)

##### ○ 届出について

高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関の保安検査を受けたときはその旨の届出が必要です。

##### ◇ 必要書類

- (1) 保安検査受検届(受検先により様式が異なります。)
  - ア 高圧ガス保安協会において受検した場合(冷凍則様式第25)
  - イ 指定保安検査機関において受検した場合(冷凍則様式第26)
- (2) 保安検査証の写し

## ＜第3章 高圧ガスの販売関係＞

### 1 販売事業届(法第20条の4)

#### ○ 届出について

高圧ガスの販売事業を営もうとする者は、事業開始の20日前までに届出が必要となります。ただし、一日の冷凍能力が20トン(冷凍設備内における高圧ガスがヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、空気又はアンモニアの場合にあっては、50トン)以上の冷凍設備内における高圧ガスを販売する場合に限ります。

なお、冷凍設備の修理等で冷媒ガスを封入する場合等は、一般高圧ガス保安規則又は液化石油ガス保安規則の適用を受ける販売に該当しますので、「高圧ガス保安法申請・届出等の手引き(冷凍則を除く。) 第5章 高圧ガスの販売関係」を参照下さい。

#### ◇ 必要書類

- (1) 高圧ガス販売事業届書(冷凍則様式第13)
- (2) 販売計画書(【冷凍】参考様式第7号)
- (3) 販売所の案内図
- (4) 販売先保安台帳の様式(【冷凍】参考様式第8号)

### 2 販売に係る高圧ガスの種類変更届(法第20条の7)

#### ○ 届出について

高圧ガス販売事業者が、販売する高圧ガスの種類を変更したときは、遅滞なく届出が必要となります。

#### ◇ 必要書類

- (1) 販売に係る高圧ガスの種類の変更届書(冷凍則様式第14)
- (2) 販売計画書(【冷凍】参考様式第7号)

### 3 販売事業承継届(法第20条の4の2)

#### ○ 届出について

高圧ガスの販売事業を承継したときは、遅滞なく届出が必要となります。

#### ◇ 必要書類

- (1) 高圧ガス販売事業承継届書(冷凍則様式第13の2)
- (2) 承継の事実を証する書面(写しの提出でも可)

#### ア 合併又は分割の場合

合併若しくは分割契約書又は登記事項証明書等、合併又は分割の事実を証明する書面

イ 相続の場合

相続人の同意書(相続人が2人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に関する全員の同意書が必要)及び被承継者の戸籍謄本

ウ 事業譲渡の場合

譲渡契約書等、譲渡の事実を証明する書面

#### 4 販売事業廃止届(法第21条第5項)

○ 届出について

高压ガス販売事業者が、高压ガスの販売事業を廃止したときは、遅滞なく届出が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 高压ガス販売事業廃止届書(冷凍則様式第17)
- (2) 高压ガス販売事業届書の写し

※ 平成9年3月31日以前に販売営業の許可を受けた者は、販売営業許可証の原本又は写し(平成9年3月31日までは、許可制であったため。)

## ＜第4章 その他＞

### 1 高圧ガス関係変更届(法人の名称の変更時等)

#### ○ 届出について

次の事項等に変更があったときは、「高圧ガス関係変更届書(要綱様式第40号)」により届出をして下さい。

- (1) 法人の名称変更
- (2) 法人の代表者変更
- (3) 事業所名称(商号を含む。)の変更((1)に掲げる場合を除く。)
- (4) 事務所(本社)所在地(販売所所在地を除く。)の変更
- (5) 高圧ガス販売事業者の販売する高圧ガスの変更(法第20条の7に基づく届出が必要な場合に限る。)

#### ◇ 必要書類

- (1) 高圧ガス関係変更届(要綱様式第40号)
- (2) 変更事項を証明する書面
  - ア 案内状、プレスリリース、履歴事項全部証明等((1)、(2)、(3)、(4)の場合)
  - イ 販売計画書((5)の場合)

### 2 独立した高圧ガス製造設備等の撤去等の報告

#### ○ 報告について

第一種製造者及び第二種製造者が、複数の冷凍機でブラインを共通にして1つの法定事業所として扱われる場合においてその一部の冷凍機を廃止しようとするときは、「高圧ガス軽微変更報告書(要綱様式第37号)」により報告してください。

#### ◇ 必要書類

- (1) 高圧ガス軽微変更報告書(要綱様式第37号)
- (2) 撤去する設備の明細書
  - ア 変更の内容
  - イ 冷凍能力の一覧
- (3) 撤去する製造設備の範囲及び位置等を示した図面類
  - ア 事業所平面図
  - イ 製造施設の配置図
  - ウ 変更前後の工程図(フローシート)

### 3 証明願(横浜市が所管する高圧ガス保安法に係る許可及び届出等の事実の証明)

#### ○ 証明について

横浜市が所管する高圧ガス保安法に規定する許可、届出並びに完成検査及び保安検査の実施等の事実について、証明願により証明を受けることができます。

#### ◇ 必要書類

証明願(要綱様式第 38 号)

### 4 許可申請等取下届(許可申請等の取り下げ時)

#### ○ 届出について

許可申請等を取り下げる場合は、「許可申請等取下届書(要綱様式第 41 号)」により届出をして下さい。

#### ◇ 必要書類

- (1) 許可申請書等取下届書(要綱様式第 41 号)
- (2) 取り下げる事項等の詳細を記載した書面

### 5 事故届(高圧ガスの事故発生時)

#### ○ 届出について

法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い、消費及び廃棄並びに容器の取扱中に災害が発生したときや、容器を喪失し、又は盗まれたときは、遅滞なく届出が必要となります。

#### ◇ 必要書類

- (1) 事故届書(冷凍則様式第 46)
- (2) 高圧ガス事故等調査報告書(高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領(平成 30 年 3 月 30 日 20180328 保局第 2 号)に定める様式 1 とします。)
- (3) 発災した施設の平面図、機器配置図及びフローシート等
- (4) その他、必要に応じて事故概要を説明する資料